

平成 2 7 年 第 1 回 定 例 会

総 務 常 任 委 員 会 会 議 録

(平成 2 7 年 3 月 3 日)

栄 町 議 会

総務常任委員会

議事日程

平成27年3月3日（火曜日）午後1時30分開会

事 件（1）付託議案の審査

議案第6号 栄町教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例
に関する条例

議案第10号 栄町矢口工業団地拡張事業特別会計設置条例

出席委員（13名）

委員長	藤村 勉 君	副委員長	松島 一夫 君
委員	菅原 洋之 君	委員	大野 徹夫 君
委員	橋本 浩 君	委員	金島 秀夫 君
委員	染谷 茂樹 君	委員	山田 真幸 君
委員	野田 泰博 君	委員	高萩 初枝 君
委員	戸田 栄子 君	委員	大野 博 君
委員	大澤 義和 君		

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

総務課長 長崎 光男 君

出席議会事務局

事務局長 湯原 国夫 君 書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第6号、栄町教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例及び、議案第10号、栄町矢口工業団地拡張事業特別会計設置条例であります。

お諮りします。議案第6号及び10号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

◎ 議案第6号

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長、中澤財政課長、早野建設課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。はじめに、議案第6号栄町教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。既に本会議において提案理由の説明を頂いておりますが、補足説明があればお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 若干重複する点があるかと思っておりますけれども補足的に説明させていただきます。新教育長の関係につきましては、制度的に申し上げますと、平成27年4月1日から改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下地教法と言わせていただきますが、その法律が施行されることになっておりまして、その中で現教育長につきましては、経過規定として、なお、従前の例により在職するものとするところがございます。基本的な考え方といたしましては、地教法改正を踏まえまして、関連条例の改正を本議会に上程したうえで、現教育長の在職期間についての適用について経過規定において、適用関係を明確にしているところがございます。本件条例につきましては、新教育長については、改正後の地教法第11条第4項で常勤とされ、同条第5項で職務専念義務が規定されていることを踏まえまして、新たに条例として制定し、平成27年4月1日から施行するというものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（藤村 勉君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 正直言って、今の説明でもさっきの説明でもあまり、申し訳ない理

解できなかったんですけれども、要するに、法律が変わって今の在職の教育長が、常勤の特別職となるから、そののところを変えていく、だけでも、今やっている人はそこに該当しないということですよ。それは、どうしてなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 先ほど申し上げましたけれども、地教法という法律の中で、新たな教育長が出来るまでは、今の教育長にあっては、一般職なんですね、今の教育長は。の状態で維持していきなさいというような経過措置が設けられている関係で、このような形になっています。ですから、辞められて新たな教育長を選任する時には、この地教法という法律に基づいた特別職というような形の位置づけで教育長が勤務していただくと。任期満了もそうですし、途中で辞める場合もあろうかと思うんですが、新たな教育長に変わる時に新たな制度がスタートするという事です。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） それは分かるんですけれども、なんでそういうふうに2段階になっているんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 一律27年の4月1日から全ての教育長の制度は全面的にがらっと変えてしまうという手もあるのかも知れないんですけれども、そうすると、いまやっている教育長の方々の身分的なものも、無くなってしまう形になってしまうものですから、経過的に任期満了までの間は今までの制度を生かしますよという形です。これは、よくある形にはなるんですけれども。残任期間については、委員会で新たに委員が選任された時も、残り期間は継続してどうのこうのとか、ありますよね。そんな感じの考え方だと思います。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） それは、自分自身が辞めるとか辞めないじゃなくて、新しいあれにしたらどうなんですか。そうするとどうなるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） ちょっと言葉変えますと、教育長の任命する時も議会承認をいただいている訳です。今でも。その議会承認はいつからいつまでという形で議会承認をいただいています。今回の法律で一義的に27年4月1日からがらっと変えちゃうという話になりますので、今まで任期として認められていたにも関わらず、その任期途中で内容が変わってしまうという事にもなりますので、そういった事の混乱を防ぐということも考えていると思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いまに関連しますけれども、とすると、各自治体によってこの自治体は特別職です、こちらの自治体は一般職という2つの身分の違う教育長が混在するという状態なんですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） はい、そういう事になると思います。酒々井町なんかは、4月1日から新たな教育長という形になると聞いております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） これ、法ですから、条例でどうこう出来る問題でないというのは分かりますけれども、先ほど、答弁の中で教育長の身分がなくなるというようなことをおっしゃったけれども、一般職のような、特別職のような曖昧な立場が特別職という明確な立場になるだけなんではないですか。それとも何か不都合が出てくるんですか。国の法律は、どういう不都合を想定して経過措置を置いたのか、ちょっと気になるところなんで、たぶん、野田さんもそのところでお尋ねになっているんじゃないかと思うんですけれども。分からなかったらいいんですけれども。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 身分がなくなるというよりも、一般職として教育長として仕事をされている形が、法律の改正によって変わるんです。でも、今いる方々は任期も決めて、議会承認も受けてやっておられる方々なので、その任期満了若しくは辞めるまでは、今の状態を継続していきましょうという、それだけの話だと思っております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） だいたい、いいです。本来はどっちでも良い話なんすけれども、ちょっと気になったんで確認したんですけれども。あともう1点、3条の職務専念義務の免除のところで、1番と3番は非常によく分かります。研修を受ける場合は免除しますよと、委員会が必要と認めたら免除しますよはいいんですけれども、まん中の厚生に関する計画の実施に参加する場合って、これ、具体的にどのような内容なんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 町が、例えば健康診断が義務付けられていますので、その健康診断をいついつ何月何日に計画していますから、そこに、参加することは職務専念義務の中に入れますよと、そういった事になろうかと思えます。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 私は、これ教育長が厚生に関する計画を実施するのかわかるとしたら、そうじゃないということですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） そういうふうに考えております。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 単純な質問なんですけど、今までは一般職という身分で今回は特別職となる、そうすると教育長が勤務していた時に、いろんな事で、時間外に説明に行ったりと

か、職員というその時の、普通職員だったら残業したら、その内容にもよるでしょうけれども、残業手当だとか、出ますよね。普通一般職は。その扱いが、いま現時点で教育長が日曜日に出たりしたら、代休があつたりしたのかどうか。今度これが特別職になったら副町長とか町長と同じになりますよね。それは、無くなるのかその辺の、システムの内容、どこにあるか分からないです。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、私ども管理職になりますと、時間外手当勤務は出ませんので、教育長も当然そういった立場ですから、時間外勤務は出ないということですね。あと、新しい教育長になると、常勤というものがあるものですから、町長、副町長にはそういう常勤という文言ないんです。ですから、今回の教育長に関するような条例はないんですよ。ただ、教育長にあつては、この常勤というふうに書かれちゃっているものですから、勤務時間も決めなくちゃいけないし、職務専念義務についても決めますよというような形なんです。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） いま、課長の場合祝日になんかで出た時、その代休っていうのは無いの。現時点で。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 私どもも、休日出た時なんか代休という扱いしていますので、教育長についても現在はあるっていう考え方です。新教育長になっても常勤という言葉がありますので、恐らく、代休ももらえるようになるのではないかと思います。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） つまり、これの1番の元は教育長をもっと責任もって教育行政をやりなさいよということですか。1番のポイントは。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 恐らくそういうことだと思います。いま、教育委員長という立場がいて、教育長という立場の方がおられるんですけども、その辺の立場的なものの曖昧さみたいなものがあつて、それを一元化してより教育関係で強化していこうというのが根底にあると考えています。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） いままでいろんな意味での教育関係に不祥事があつたりなにかしたときなんかの、教育長があなたがたもっと責任を持ってやりなさいよという、責任を問わせるというものの意味なんですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） おっしゃるとおりだと思います。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第6号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をいただきます。

[「なし」の声あり]

これにて委員各位からの意見・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

挙手多数。よって、議案第6号 栄町教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 議案第10号

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、議案第10号、栄町矢口工業団地拡張事業特別会計設置条例を議題といたします。既に本会議において提案理由の説明を頂いておりますが、補足説明があればよろしくお願ひします。中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 事業の必要性については、既に提案理由等で説明させて頂いておりますが、なぜ、特別会計の新規設定が必要なのかということで、若干補足説明をさせて頂いております。同様な特別会計が、他の自治体であるかどうかということからまず最初に調べまして、その中で京丹後市では、宅地造成事業特別会計を設置しておりました。あと、埼玉の新座市でも宅地造成の特別委員会会計というようなものがありまして、条立てについては、ほとんど、今回私の方で提案しているものと同じ様な第1条、第2条というような形で設置の目的と歳入歳出そのような形になっております。そういう他自治体の例を参考に調べた後で、県の市町村課の方に、協議に行ったところ、県の方でも特別会計やった方が主旨・目的等でも説明しましたが、経理の明確化と円滑な運営を図るためにも、特別会計置いた方がいいんじゃないかというようなことで、今回提案をさせて頂いております。よろしくご審議をお願いできればと思います。

○委員長（藤村 勉君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。野田委員。

○委員（野田泰博君） この、矢口工業団地拡張事業特別会計というのは、そこには日本食研という名前は入っていませんよね。つまり、これを栄町の工業団地として開発して、もう売り先が決まっている、それとも、拡張したんだったら他の会社が、うちも入札させてくれと言ってきたりする事も考えられると思うんですけども、自分もその、団地が広くなったら買いたいんだよという人もいるかと思うんですけども、そこら辺は、例えば、ここに矢口工業団地の拡張で日本食研ホールディングスが拡張してくれと言っているというのは、来ているけれ

ども、そういう事態になったら、他の人にもオープンにしてやるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 今回矢口工業団地に関連しての拡張工事は確かに日本食研ホールディングスから提案等があったので、それに乗かって、町の将来も考えて事業の拡大、工業団地の拡大を図っていこうということである程度限定でやっております。例えば、他の企業からも提案があれば、将来性だとかを考えて町にとって有益であれば、同様なことは当然あり得るのかなと思っております。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） その、ある程度限定ということ、日本食研というものに設定をして工業団地を拡張するということは、別に、制度上全然問題ないんですか。というのは、工業団地をつくるというと、今までのイメージだと誰でも工業団地に来て良いですよということをオープンにしてやるんですけれども、今回の場合は先に、もっと拡張したいんだけど、もちろん、反対ではないんですが、そういう日本食研の、ひもつきの開発というのは、制度上全然問題はない訳ですね。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） よく、先ほど言ったように工業団地の拡張だとか、造成事業ということでいろんなところで、千葉県ですと、上総だとか、いろいろやっているところ、あとは、宅地の分譲だとか行政でやって結果的には入ってこないとかというところがあって、非常に第3セクターでやった場合とか、直営でやった場合というのは、公営企業とか行政は非常に厳しい状況になっているところが多いと思います。その中で、先がある程度確保できているということは、町にとっても非常にメリットがあるのかなという、税収だとか雇用だとかというところでは非常に、良い話だなということで捉えています。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） つまり、これだけ、町として投資をして拡張しても、その部分ある程度、たとえば、固定資産税だとか雇用だとか言っていると、投資した分は回収できる見通しがあるよと、その見通しとか言っているのは、ある程度計算されているんですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 投資というのは捉え方もあるんですが、今後の歳入歳出の仕方もよるんですが、ある程度の予算とか、歳出については、ある程度額が見込みの段階で確実にまだその辺のやりとりというのは、確定していませんが、ある程度の額が決まったとおりに日本食研から入って来て精算して返して精算というような形を考えております。最終的には、固定資産税とか雇用等で町は非常に、結局は日本食研で入って来て出すというか、あまり一般会計からの持ち出しというのは、想定しての特別会計ではない。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） つまり、それを、ちょっとすいません、想定すると例えば成田空港が成田にあります。で、成田を拡張しますと、拡張する成田空港の会社が拡張しますと、そこにコンクリート張ってやれば、固定資産税はどんどん入ってきますというような感覚なんですかね。成田空港がやれば、飛行機は来るいろいろな企業が来るし、イメージをちょっと。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） それよりも、もっと確実なのかなというふうに思っております。空港拡張しても、それで飛行機が降りるかあとは、テナント入るかというよりも、もっと確実にある程度日本食研ということがあるので。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 今の野田委員の質問を聞いていて、ああそうなのと思った部分が二つ位あるんですけど、一つはタイトル、栄町矢口工業団地拡張事業特別会計だから、いわゆる工業団地に入っているいろいろな会社がありますよね。その全体に対する設置条例なのかなと思ってはいたんですけども、食研だけなのね。そうすると、野田委員が質問した食研1社だけでして、地方自治体として地方自治法とか、それは大丈夫なんですねという確認はOKね。それと、もう一つ他の会社もどんどん大きくなって、食研には及ばなくても肩を並べるようになった会社が出てきたりして、その会社も是非食研みたくやってくれというようなことは、あり得ないんですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 今の具体的に、仮に時期が重なればそういう事もあり得るのかなと思います。これで可能なら可能ですし、また別個のほうが良いとか、その都度検討、一つでも良いのかっていうのはということですね。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 今のところは、食研からの要望だけだと。はい、第2条の2行目でその他の収入をもって歳入として、だいたい財産とか各地事業収入ってありますけれど、その他というのは何を想定されていますか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 歳入、歳出にもその他っていうことでありますけれども、寄付だとか、あるかどうか分かりませんが、ある程度のことを想定してのことで。今回、特別会計で当初予算計上してありますが、先ほども言ったように、あくまでも今回は対象が2人程買えるかなというところなので、具体的に補償費がどうだとかというのは、これから委託して個別に算定してやっていきますので、申し訳ないんですが、大体この位でやっていこうということで予算計上させていただいています。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） さっき、他の自治体の例で京丹後市と新座市、照会していただきま

したけど、それもやっぱり工業団地の1社との提携ですか、それとも全体ということですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 新座市の場合、宅地造成事業ということで、分譲なのかどうか、たぶん分譲だと思うんですけど。京丹後も同じ様に宅地造成の特別会計。宅地造成ですと、結構自治体でやっているところは多いですよ。

○委員長（藤村 勉君） 大澤委員。

○委員（大澤義和君） 今度、開発する所と矢口工業団地の間に民家ある訳ですよ。道路から4、5件みんな低いですよ。将来的な狭間になっちゃうのかそれとも、移転するのかそういう結果はまだなんですかね。

○委員長（藤村 勉君） 早野建設課長。

○建設課長（早野 徹君） 日本食研の敷地と堤防敷の道路の間に民家が5件と会社があるんですけども、その部分を含めて工業団地の拡張用地にしたいと思っていて、いま、住んでいる方、まだこれから交渉なんですけれども、了承を得られれば移転なりをしていただきたいというふうに考えております。

○委員長（藤村 勉君） 菅原委員。

○委員（菅原洋之君） この特別会計の設置条例とちょっと違うと思うんですけども、議長が言ったみたいに、この間地区の長の方に説明に行ったというところと、今日、現在関連のお宅に行っているということがあるんですけども、今現在、その人たちに売ってもらえるような感覚だとか、その辺のニュアンスだとか、その辺は町はどういうふうに捉えていますか。

○委員長（藤村 勉君） 早野建設課長。

○建設課長（早野 徹君） 今のご質問の前に、大澤委員からのご質問で、今の家の建っているところは、工業専用地域で建替えが出来ない、建て増しはできますけど、一切の立て直しは出来ないんで、そういうのも含めて交渉したいというふうに思っています。

菅原委員の質問につきましては、昨日矢口区の区長はじめ、班長、役員を集めまして日本食研と町長を交えて説明会に行きまして。委員のなかには、地権者もおられたんですけども、特にそういう反対みたいな声はなく町長の意気込みが伝わったのかなというふうに考えています。まだ、交渉というか、挨拶も今日初めて行く様な状況ですので、どこが買えてどこが買えないみたいな話はまだ全然、これからの話ですんで、その辺はご容赦ください。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 確認させてください。この間図面いただきましたが、現在お住まいの方は何件、工場が1件あるとおっしゃっている、あと田んぼありますね、耕作地このの地権者は何人いらっしゃるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 早野建設課長。

○建設課長（早野 徹君） 住まわれている地権者は5です。土地持ちが1件、企業が

3件あるんですけども、このうち1件がいま、閉まっているのかもしれないです。もう1件不動産屋が持っている土地がありまして、それはすごく細かいんですけども、企業で計4つ、家があるのが5、土地持ちが1で、全部で対象は10です。ただ、2世帯で住まわれているところもありますんで、厳密にはもうちょっと地権者的には増えるような形になりますけれども世帯としては、土地持ち1件ありますんで6になります。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 田んぼの部分は。

○委員長（藤村 勉君） 早野建設課長。

○建設課長（早野 徹君） 1番最初に言った工業専用地域に持っている方も含められちゃいますんで、全然、工業専用地域に含まれていない方は1名です。田んぼの部分は4名です。宅地の部分で入っている方が2名いらっしゃいまして、田んぼの部分については6人が地権者になっているんですけど。この図面の宅地部分道路挟んで、のりの部分、田んぼの部分という三つに分けた資料があるんですけども、それはダブリがあるんですが、それぞれ、全部の地権者を延べで言ってもあまり意味がないんですけども、延べでいうと、27名。筆数にして約60筆そのうち町や県が持っていたりもありますんで、実際の地権者部分については、人数的には減ってきます。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 第2条に工業団地拡張事業収入がそっくり工業団地拡張事業費にいくのは分かった。これは、全部金種元は食研だと、ここに問題は全然ない、ただ、今年度は7,770が事業収入なんですけれども、例えばこの上限みたいなのはあるんですか。ないんですか。必要なだけ入ってくるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 結果的に極端な話、1年目で全部終わっちゃえば必要に応じてということですね。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 財産売り払い収入が、町有地を売り払うんだというお話でしたけれども、これは初年度だけですね。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） エリア内にある土地で、いま、想定しているものについては初年度のということで、1,500㎡位ですけど、それを初年度に買ってもらいたいということ。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） その初年度に売り払い収入で一般管理費等の支出が出てくる訳ですけども、そうすると、財政売り払い収入って初年度だけ出すと、来年、再来年と事業が

継続されていった場合に一般管理費が不足ということは想定しないですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 27年度の予算はこういう形でということで計上させていただいております。約1,500万円位で町有地売却を見込んでいますので、予算書の中でありますが、最低限必要な経費というのはやると、500万円位なんで、最低3年分は賄えるということで考えております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 要望書には、いつまでにというような要望がございませんが、何年を想定しているのですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 5年以内で全て終わらせたいというような考えでおります。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 5年以内で全て終わらせるというのは、全部買収が終わって造成の完了なのですか、それとも食研さんの工場の着工なんですか。それとも食研さんの工場の完成なんですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 用地買収済んで、田んぼの部分等も含めて造成が済んで、工場敷地としての程をなすところまでいけば、それが最大で5年早ければ早いということです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 拡張事業収入が全て食研さんの方から出るという事になると、これによって町が工場用地を造成した事による利益というのは生じないんですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 今の質問ですと、町で造成して綺麗にしてから日本食研に渡すということを想定しての、買収よりも売る時の方が高く利ざやが稼げるということですね。その分の経費についても入って来る、いただくってことなんで、そこでの収益で利ざや稼ぐってことじゃなくて、その先の工場建築だとか、固定資産、償却資産、雇用だとか、所得税、住民税、法人税、その先のもっと大きなものを町は狙っているということで。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 買収にこれだけかかりました、造成にこれだけかかりました、これが、食研さんから全部工業団地拡張事業収入として入ると、出来たらこれで終わりなんです。要は町が買収して造成したものを食研さんに売る訳ですよ。その時に売ってお金というのは、すでに拡張事業収入で入ってきているから、その時点でもう終わったと、引き渡して終わり。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○**財政課長（中澤寿司君）** 引渡という言葉で、その辺もあと相手の地権者の要望にもよるんですけど、いったん町の名義にするのか直接日本食研の名義にするかだとか、という所の細部については、ある程度土地の所有者、どういう要望で町へ入れるというのがあるのかもしれませんが、その辺についても、こうじゃなくちゃしょうがないとかという決まりなく、ある程度相手の考えに従ってやって、少しでも協力してあげたいというような考えです。

○**委員長（藤村 勉君）** 松島委員。

○**副委員長（松島一夫君）** いったん町の名義にしないで、いきなり食研の名義にした時に、その土地を町が工業用地として造成するということの不都合はないんですか。要は食研名義の土地を工業用地として町が造成すると、そういう事になるんでしょ。

○**委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** まず、今回の特別会計の中では造成は入ってないんです。田んぼの用地は特に、前にちょっとお話したかと思うんですけども農振農用地っていうことがありまして、そこに町が買い取りに行くことに、県の方から許可が出るのかもどうかもはっきりしていないんですね。というのも、日本食研が事業主として自分で乗り込んで宅地造成なり農地転用手続きなんかをしなくちゃいけないというような指導もありまして、田んぼの方についてはまだこれから、県の方とも詰めていかななくてはいけないという状況にはなっています。今回、先行的にどうしてもやらなくてはいけないのは、いま、住んでおられる矢口専用地域の一面のところを先行的にやろうと。で、あそこは先ほどご質問ありましたけれども日本食研の敷地より1m位、やや低いんですね。ですから、今回私どもこの特別会計で作業としてやろうとしているのは、土地を買収しましょうというところで、今回事業を進めていきたいと思います。ですから、今後法面であつたり、先ほどありました田んぼの造成云々の話は、また、次の段階でどういうやり方をしていくかお示ししていくような形になろうかと思えます。

○**委員長（藤村 勉君）** 松島委員。

○**副委員長（松島一夫君）** とすると、この特別会計はあくまでも、買収の段階までであつて、それから先の事はどうなるか分からないのか、考えていないのか。

○**委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** 田んぼの方に入りますとはっきりしていないというところは多々ありますという状況です。ただ、町がやれるよという話になってくれば、恐らくこの手を使ってやっていくか、日本食研が入って造成までやると言う話はまた、別途話をしていくしかないのかなと思えます。

○**委員長（藤村 勉君）** 松島委員。

○**副委員長（松島一夫君）** 私が漠然とこれについて考えていたのは、本来だったら、食研さんが民間企業だから、その辺の地権者さんやなんかと話して売ってくださいで売ってもらっ

て、工場建てられるように造成する、これが極めて普通の姿なんだろうけれども、それを町に委託したのかと、表現がこれでいいか分かりませんが。食研さんのやる仕事を町に委託した、町がやった方がとおりが良い部分も当然あるでしょうから、特に地権者さんとの交渉やなんかで。食研さんの専務なりなんなりが行くよりも、町長が行ったほうが、とおりが易いからということで、食研さんの要望を受けて町が、じゃ代わりにやりましょうよという形の特別会計のかなと思っていたんですけれども。その辺はどうなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それは、おっしゃるとおりです。町にとって日本食研という会社は伸びている大きな会社ですので、工場拡張していただいた上での固定資産ですとか、雇用確保ですとか、まちづくりには非常に重要な企業だということもありますんで、おっしゃる様に町がある程度委託を受けながら事業を進めて行くというような考え方で進めているものであります。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 必要な資金は当然出てくる訳だから、町は一銭の負担もないと、ただ、一般管理費。まあ事務費ですね。それだけの負担が生じてくると、一応3年分のそれがある、3年で終わりになれば町有地売払い収入の約1,500万円だけが、町が負担するというかたちになると、ところが工場が出来たとき、固定資産税がそれに倍するものが入ってくる、だから利益が出るからこれでいいんだというこの結論なんですね。この考え方でいいんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 基本的にはそうだと思います。ただ、そこには、恐らくまちづくりにとってのプラスアルファ一面はあろうかと思いますが、基本的にはおっしゃる通りだと思います。

○委員長（藤村 勉君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） この、田んぼの方は先の話だということで、この直線道路というのは、将来的にはどういうふうになっていくんですか。

○委員長（藤村 勉君） 早野建設課長。

○建設課長（早野 徹君） 町道も田んぼの方も含めて造成が入るということであれば、この町道部分も譲るような形になります。

○委員長（藤村 勉君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） そうすると、今度、完成した時にはこういう町道になっちゃうんですかね。いま、直線道路だったのが。

○委員長（藤村 勉君） 早野建設課長。

○建設課長（早野 徹君） 道路のルートはこれから考えなければいけないと思うんですけれども、国道に繋がるっていうことであれば信号のある日本食研に入るところの方に、国道に

繋げる、あとは、田んぼの中の道路は切り回しするような形になるかと思いますが、まだこれも具体的に、どういう造成行われるかというのが、不確定な要素が多いので、これからということになります。

○委員長（藤村 勉君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） 今後、これが終わった後、今度こういうふうに愛媛の本社工場なんか見るとかなりの広い土地だから、どーっときちゃうっていう可能性もあるんじゃないですかね。

○委員長（藤村 勉君） 早野建設課長。

○建設課長（早野 徹君） その辺は、ちょっとまだ分かりかねます。

○委員長（藤村 勉君） 染谷委員、いいですか。

○委員（染谷茂樹君） 終わりです。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） いま、事務局に調べてと言ってあるんですけども、地方自治法第209条第2項の規定というのは、これをするにあたってだと思んですけど、条例の中身教えて。

○委員長（藤村 勉君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） 2項の条文なんですけれども、特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の収入をもって特定の歳出にあて一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において条例でこれを設置することができる。という規定になっております。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 今日ここで採決というのが、すごく難しいんですけど、実際に初めての経験なので、例えば最終日まで時間があるんで、今日採決取らずに少し猶予期間というのは持てないですか。京丹後市や新座市でどんなふうなことしているか、調べたいなと思っているんで。ちょっと採決は厳しいなど。

○委員長（藤村 勉君） 猶予期間は持てません。いま、いろんな所のやつが出ましたけれども、それと全く別個に、この栄町の矢口工業団地の拡張工事の件で審議してください。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 先ほど、田んぼの場合の扱いについては、農振農用地があるので、日本食研がやるのか、町がやるのかちょっとまだ、県との協議が必要ですよというお話をさせていただきましたが、農振農用地の解除につきましては、所有者が地続きにならないと、要はその工場団地と田んぼみたいな形でくっつかないと、田んぼの方の規制が外せないという条件がありまして、ですから、今の状況ですと、日本食研があつて緑道で、町が持っていてその隣が民間の地権者が並んでいて、その隣が道路なんですね、道路でまた法面になっていて、そ

こがまた民間の方が持っていたりなんかして、その先に田んぼがある状況、これらを全て地続きにしませんと、農振農用地の解除の方までいかないというのがありますので、その辺も考えなくてはいけないというのを、追加させていただければと思います。

○委員長（藤村 勉君） 一つ委員長の方から、要するに、いま田んぼの件出てますけれども、まちづくりの方で出しているマスタープランの方が引っかかってくる訳ですか。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） あれも、町の都市づくりの姿を示したものですので、それは当然必要な要素だとは思いますが。ただ、農振農用地の関係については、農地法の関係でかなりの縛りがあるものですから、そちらも対応していかなくてはいけない、そのためには、町の基本構想とか、都市マスタープランですとか、そういった町の位置付けがないと話にもものつてくれないというような形にはなっております。中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） さっき戸田委員から質問のあった京丹後の場合の歳入26年度予算ですと、一般会計繰入金全部で1億9千万円ちょっとの予算で、それしか歳入ないですね。一般会計1億9,000万円と繰越金が159万9,000円で予算はやってます。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第10号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きます。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤村 勉君） 挙手多数。よって、議案第10号栄町矢口工業団地拡張事業特別会計設置条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

○委員長（藤村 勉君） 本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後2時23分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年4月9日

総務常任委員会委員長 藤村 勉